

令和 7 年

第 4 回市議会定例会 議案第 1 5 号

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定め
る条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（虐待等の禁止）

第 4 条の 2 職員は、園児に対し、法第 2 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる
行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第 1 5 条第 1 項中「から第 1 3 条まで」を「、第 1 3 条」に改め、同
項の表中

第 1 1 条	または入所	または入園	を
第 1 2 条	入所中の児童	園児	
	当該児童	当該園児	

」

第 1 1 条	または入所	または入園	に
---------	-------	-------	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園における園児に対する虐待等の禁止に関する規定を整備するため